

## 社会的養護・児童養護施設における通所機能のあり方について

現在、児童養護施設等の今後のあり方として、「社会的養護の課題と将来像」のキーワードとして、「家庭的養護の促進」「施設における生活単位の小規模化・地域分散化」「社会化・地域拠点化」「支援策の高度化、多機能化」等が謳われ、その方向を模索しているところです。

とくに現在、児童養護施設等には親等からの虐待を理由に入所する児童が多く、もっと早期にさまざまな支援や介入が必要と思われる児童の入所が続いております。児童虐待の予防策としての子育て支援策の取り組みが社会的養護施設としても不可欠であると常に感じているところです。

そのために現在、すでに児童養護施設等において子どもショートステイ事業やトワイライトステイ事業等実施している施設、同敷地内に学童保育所を併設して子育て支援を行っている施設、児童家庭支援センターを付置してさまざまな子育て相談に応じたり、子育て広場等を開設して日中の保育等実施している施設もあります。

しかし、それらの事業そのものは今後とも重要な役割であるにも関わらず、何れも事業に関わる予算は低額であり、本体施設の職員が一部兼任で関わっているなど、不安定な補助事業です。現在の職員体制等で通所機能を付加させることは不可能です。また、現在、入所が長期化する児童も多くなり入所児童と通所児童との関係性等も十分に配慮する必要もありハード面（建物・設備等）やソフト面（支援のあり方等）の検討や配慮も必要だと思えます。

今、児童虐待の予防や、子育て支援充実のために、児童養護施設等の子育て支援機能の強化は焦眉の課題であります。したがって今後、社会的養護施設等への通所機能の拡充策を積極的に進めるために、以下のとおり提案します。

- ① 現状の入所措置の柔軟な運用が必要です。
  - ・ 親のいる子どもの入所が大半を占める今日、子どもの状況や親の状況により親の所と施設とを頻繁に交流を持つことが出来る子どももいます。児童福祉法27条3項の入所措置のままでも通所形態でも運用できるような措置をするよう児童相談所の指導を期待したい。（現在でも制度的には出来るようであるが、現実的には実施されていない。）

- ・ 児童養護施設が情短施設や児童自立支援施設の通所機能を使ってもよいこととされているが、情短施設や児童自立支援施設の通所機能なるものが、現状としては制度的に十分確立されておらず、知的障害児通所に準ずるとだけ規定されている。(十分な制度活用になっていない。)

従って、ハード面、ソフト面共に不十分である。例えば情短施設の通所部門は、実施に当たり毎年の協議が必要とされ、極めて不安定である。子どものニーズが高いにもかかわらず利用されずにしまうケースも多い。また、学校教育との連携も制度的に未整備であり、制度充実を図ることが必要です。

② 児童家庭支援センター機能の拡充策とソーシャルワーカー・FSW 等専門職による相談支援体制と合わせて、対応するケアワーカーの配置も含めて、通所機能・アウトリーチ機能の制度を整備していくべきであると考えます。

- ・ 児童家庭支援センターに施設と連携して、施設の生活部分とは独立した人的配置・建物空間を備えた一時保護、ショートステイ・トワイライトステイ機能を付加するものとする。
- ・ 市区町村との契約によるショートステイ・トワイライトステイと児童相談所からの委託一時保護を日常的に受けるものとして、リピーター等通所機能を強化する。
- ・ 市区町村要保護児童対策地域協議会の拠点としてショートステイ・トワイライトステイ、児童相談所からの委託一時保護を受けるばかりではなく、通所部門、家庭訪問事業なども強化するものとする。

③ 今後、社会病理によるこどもの健全な養育の阻害状況への対応にとどまらず、児童福祉法の理念によるこどもの健全育成体制の充実のためには、児童福祉・社会的養護のセーフティーネット基盤である社会的養護施設に通所機能・アウトリーチ機能を付置することは必要だと考えます。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員 武藤素明